

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課)……………

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………

公安委規則……………

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十五号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条」の下に、「第十八条」を加える。

第七号」に改める。

第九号第三号(2)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号(4)中「亡失物品整理調査又は亡失占有動産整理調査により」を削る。

第二章第一節第二款第三目を削る。
第十七条の次に次の一条及び一目を加える。

(美術館長委任事項)

第十八条 美術館長に次に掲げる事務を委任する。

一 美術館の管理に関する事務

この号において山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)を「条例」と、山口県立美術館規則(平成十九年山口県規則第十二号)を「規則」という。

イ 条例第三条各号に掲げる業務を行うこと(条例第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる事務を除く。)

ロ 条例第五条第二項の規定に基づき、休館日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

ハ 条例第六条第二項の規定に基づき、開館時間を延長し、又は短縮すること。

ニ 条例第七条の規定に基づき、美術品等の観覧の手続を定めること。

ホ 条例第八条の規定に基づき、施設の使用並びに収集美術品等の熟覧、模写、模造及び撮影を許可し、並びに許可事項の変更を許可すること(条例第十四条第一項第五号に掲げる事務を除く。)

ヘ 条例第十条の規定に基づき、条例第八条の規定による許可(ホに掲げるものに係るものに限る。)を取り消すこと。

ト 条例第十三条の規定に基づき、利用者が施設又は収集美術品等を損傷し、又は亡失した場合において、弁償を命じ、又は弁償金額の全部若しくは一部を免除すること。

チ 規則第十条の規定に基づき、美術館の管理について必要な事項を定めること。

第三目 削除

第十九条から第二十二条まで 削除

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第三十一条第一項第二号中「タ」とし、「ヨ」を「ト」とし、同号中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第三項」に改め、同号中「カ」とし、「ク」の次に次のように加える。

ワ 法第十四条の二第二項の規定による指定事業場の設置者からの指定施設の破損その他の事故の状況及びその講じた措置の概要の届出を受けること。

第三十一条第五項第七号を削る。

第三十二条第一号八中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改め、同号二中「第六条第四項」を「第六条第三項」に改め、「第一看護学科及び第二看護学科における」を削る。

第三十三条の二を削り、第三十三条の三を第三十三条の二とし、第三十三条の四を第三十三条の三とし、第三十三条の五第一号中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参加支援施設条例」に改め、「と、山口県身体障害者福祉センター規則（昭和四十九年山口県規則第六十五号）を「規則」を削り、同号イを削り、同号口中「入所生又は」を削り、同号中口をイとし、八から下までを削り、同条を第三十三条の四とする。

第三十六条第二号二中「別表第二の五の項」を「別表第二の三の項」に改める。第四十条に次の一号を加える。

二 授業料の徴収猶予等に関する事務

この号において山口県使用料手数料条例施行規則を「規則」という。

イ 地方自治法施行令第七十一条の六の規定に基づき、授業料の全部又は一部の徴収を猶予すること。

ロ 山口県使用料手数料条例第四条の規定に基づき、授業料の全部又は一部を減免すること。

ハ 規則第六条第三項の規定に基づき、授業料の減免を受けた者が山口県立農業大
学校規則（昭和五十九年山口県規則第十四号）第十九条第一項の懲戒を受けた場
合において、当該減免の決定を取り消すこと。

ニ 規則別表第二の五の項の規定に基づき、授業料の月割額による分納を承認する
こと。

第五十四条第七項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号
を加える。

一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下この号において「法」とい
う。）の施行に関する事務

イ 法、公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）若しくは公有水面
埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省令・建設省令第一号）の規定又はこれらに
基づく処分により知事に提出する書類を受理し、知事に進達すること。

第五十五条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条
に第一号として次の一号を加える。

一 公有水面埋立法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
イ 法、公有水面埋立法施行令若しくは公有水面埋立法施行規則の規定又はこれら
に基づく処分により知事に提出する書類を受理し、知事に進達すること。

第六十六条第二項第一号八中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号
中ラを削り、ムをラとし、ウからエまでをムからコまでとする。

第六十九条第二号(3)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号中(2)を
削り、(2)を(1)とし、(23)から(33)までを(22)から(32)までとする。

第七十条第二号(1)中「(33)」を「(32)」に改める。

第七十四条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号イ中「第三
条第一項第六号」を「第三条第一項第五号」に改め、同号を同条第二号とする。

第七十五条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同条第五号
イ中「第三条第一項第七号及び第九号」を「第三条第一項第六号及び第八号」に改め、
同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第七十五条の二第三号を削り、同条第四号中「前号の認定をした」を削り、同号を同
条第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条第十八号、第九条
第三号、第三十一条第一項第二号、第六十六条第二項第一号、第六十九条第二号及び第
七十条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第十六号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第一中八の表を削り、九の表を八の表とする。

別表第二中三の項及び四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項から十六の項まで
を二項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、

公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の三（見出しを含む。）中、「別表第四号ト」を「別表第四号」に改める。

第一条の四及び第一条の五を削り、第一条の六を第一条の四とし、第一条の七から第一条の十一までを二条ずつ繰り上げる。

第四条（見出しを含む。）中、「別表第十五号ハ」を「別表第十五号ロ」に改める。

第五条の五（見出しを含む。）中、「別表第十八号の十二才」を「別表第十八号の十二ナ」に改める。

第七条（見出しを含む。）中、「別表第三十号チ」を「別表第三十号ト」に改める。

第十条の三を削る。

第十一条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十八号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年山口県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「第二条第三号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（申請書等の補正）

第三条の二 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正をしようとする特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人申請書等補正申立書（別記第一号様式の一）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 補正後の申請書又は添付書類

二 申請書又は添付書類の補正の理由を記載した書面

三 申請書又は添付書類の新旧対照表

第四条第一項中、「届出書」を「規定による届出をしようとする特定非営利活動法人」に、「よらなければ」を「を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（社員総会の議事録の作成）

第四条の二 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第十四条の九第一項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第五条第一項中、「第二十三条第一項」の下に、「（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中、「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

第七条中、「第二十五条第六項」の下に、「（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「別記第五号様式」に「の下に」、「法第二十五条第六項に規定する書面のほか、」を加える。

第八条の見出し中、「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中、「第四条（条例第五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五条第一項」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を、「県民局」の下に「法第三十条の規定による閲覧又は謄写であり、かつ、」を加える。

第十四条第一項中、「届出書」を「規定による届出をしようとする特定非営利活動法

人」に、「によらなければ」を「を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「第四十一条第三項」の下に、「(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十七条第一項ただし書中「、当該書類」を「、第一号から第四号までに掲げる書類」に改め、同項第一号中「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号」を「第十条第一項第五号」に改め、同項第二号中「変更後の定款並びに当該」を削り、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条の二の規定により添付する同条第一号に掲げる補正後の添付書類のうち前二号に掲げる書類

第十七条第一項に次の三号を加える。

五 法第四十四条第二項(法第五十一条第五項、法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類

六 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定により提出する書類(所轄外法人が提出する書類を除く。))

七 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定により提出する書類(所轄外法人が提出する書類を除く。))

第十七条第二項各号を次のように改め、同条を第二十三条とする。

一 法第十条第一項(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により添付する法第十条第一項第一号、第二号イ、第七号及び第八号に掲げる書類

二 法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款

三 第三条の二の規定により添付する同条第一号に掲げる補正後の添付書類のうち前二号に掲げる書類

四 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により添付する書類

五 法第二十三条第一項の規定により添付する書類

六 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款

七 法第二十五条第七項の規定により提出する書類

八 法第二十九条の規定により提出する書類

第十六条に次のただし書を加え、同条を第二十二条とする。
ただし、法第三章又は第十六条から前条までの規定により提出する書類については、この限りでない。

第十五条の次に次の六条を加える。

(認定の申請)

第十六条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書(別記第十三号様式)によらなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十七条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定特定非営利活動法人認定更新申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(所轄外法人の定款変更の提出)

第十八条 法第五十二条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定による提出をしようとする県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事の所轄に属しないもの(以下「所轄外法人」という。))は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款の変更の理由及び変更認証年月日を記載した書面
- 二 定款の新旧対照表

(代表者の氏名の変更の届出)

第十九条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定による届出をしようとする認定特定非営利活動法人等は、認定特定非営利活動法人等代表者変更届(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

(仮認定の申請)

第二十条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書(別記第十六号様式)によらなければならない。

(合併の認定の申請)

第二十一条 法第六十三条第三項の規定による申請をしようとする認定特定非営利活動法人等は、第十三条の申請書の提出に併せて認定特定非営利活動法人等合併認定申請書(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

別記第一号様式の添付書類2を次のように改める。

2 役員名簿

別記第一号様式の添付書類10中「役員名簿」を「役員名簿」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第3条の2関係)

特定非営利活動法人申請書等補正申立書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申立者 住所

氏 名

(電話

同 番)

年 月 日に申請した

について不備が

あったので、特定非営利活動促進法第10条第3項第10条第3項第25条第5項において準用する同法第10条第3項第34条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

添付書類

- 1 補正後の申請書又は添付書類
- 2 申請書又は添付書類の補正の理由を記載した書面
- 3 申請書又は添付書類の新旧対照表

注 申立者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

原記載11号様式の添付書類中2を添付し、3を修正する。

原記載11号様式の添付書類中「第23条第1項の」を「第23条第1項の規定により読み替えて適用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第52条第1項の」に置き換える。

添付書類を修正し、変更後の役員名簿を添付する。

原記載11号様式の添付書類5を「事業計画書」とし、原記載11号様式の添付書類9(イ)を次のように訂正する。

(1) 役員名簿

原記載11号様式の添付書類9(イ)を「設立当初の財産目録」とし、「設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに設立当初の財産目録」とし、「合併当初の財産目録」とし、「合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録」とし直す。

「第25条第6項第1項の規定により読み替えて適用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第52条第1項の」に置き換える。

原記載11号様式の添付書類3を次のように訂正する。

3 役員名簿

原記載11号様式の添付書類1を「収支予算書」とし直す。
原記載11号様式の添付書類2を添付し、3を修正する。
原記載11号様式の添付書類4を修正する。

特定非営利活動促進法抜粋

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあるとき認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（第2項省略）

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（第4項省略）

（報告及び検査）

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特

上記の者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事

印

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

（第3項から第6項まで省略）

定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるとき認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

備考 用紙の大きさは、縦2センチメートル、横9センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第十二号様式の次に次の五様式を加える。

第13号様式 (第16条関係)

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
主たる事務所在地
申請者の氏名
代表者の氏名
(電話番号)
局 番
話 番

下記のとおり認定特定非営利活動法人の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで
過去の認定の有無	有・無	認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
過去の仮認定の有無	有・無	仮認定年月日	年 月 日
認定取消しの有無	有・無	取消年月日	年 月 日
仮認定取消しの有無	有・無	取消年月日	年 月 日
適合する広く市民からの支援を受けるかどうかの基準	1 寄附金等収入金額の占める割合 (特定非営利活動促進法第45条第1項第1号/号イ) 2 寄附金等収入金額の占める割合 (小規模法人) (特定非営利活動促進法第45条第2項) 3 判定基準寄附者の数 (特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ロ) 4 地方公共団体の条例で定められている法人 (特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ)		
事業の概要			

第14号様式（第17条関係）

認定特定非営利活動法人認定更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
主たる事務所在地
名 所 在 地
代表者の氏名
（電話番号）
（フアケシミリ 局 番）
申請者

下記のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準	1 寄附金等収入金額の占める割合（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号イ） 2 寄附金等収入金額の占める割合（小規模法人）（特定非営利活動促進法第45条第2項） 3 判定基準寄附者の数（特定非営利活動促進法第45条第1号ロ） 4 地方公共団体の条例で定められている法人（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ）
事業の概要	
その他の事務所の所在地	（郵便番号） （電話番号 局 番）（フアケシミリ 局 番） （郵便番号） （電話番号 局 番）（フアケシミリ 局 番）

（郵便番号） （電話番号 局 番）（フアケシミリ 局 番）	（郵便番号） （電話番号 局 番）（フアケシミリ 局 番）
----------------------------------	----------------------------------

添付書類

- 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（1に掲げる書類を除く。）及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類

1 特定非営利活動促進法第45条第1項各号（第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第15号様式（第19条関係）

認定特定非営利活動法人等代表者変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

(電 話)

(ファクシミリ)

局

局

番

番

①

下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項において準用する同法第53条第1項の規定により届け出ます。

記

代表者の氏名	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第16号様式（第20条関係）

仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号
主たる事務所
の所在地
申請者の
代表者の氏名
(電話番号)
(フレッキシミリ局番)

下記のとおり仮認定特定非営利活動法人の仮認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設立年月日	年	月	日	
事業年度	月	日から	月	日まで
過去の認定の有無	有	無		
過去の仮認定の有無	有	無		
事業の概要				
その他の事務所の所在地	(郵便番号)	(フレッキシミリ局番)	(郵便番号)	
	(電話番号)	(フレッキシミリ局番)	(電話番号)	

添付書類

- 特定非営利活動促進法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成24年3月30日 曜日

山口県

(号外-8)

第17号様式（第21条関係）

認定特定非営利活動法人等合併認定申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号
主たる事務所
の所在地
申請者の
代表者の氏名
(電話番号)
(フレッキシミリ局番)

下記のとおり認定特定非営利活動法人等の合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

合併の区分	/	認定	2	仮認定		
認定(仮認定)年月日	年	月	日			
認定(仮認定)の有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
事業年度	月	日から	月	日まで		
事業概要	/ 寄附金等収入金額の占める割合 (特定非営利活動促進法第45条第1項第1号イ) 2 寄附金等収入金額の占める割合 (小規模法人) (特定非営利活動促進法第45条第2項) 3 判決基準寄附者の数 (特定非営利活動促進法第45条第1号イ) 4 地方公共団体の条例で定められている法人 (特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ)					
名称						
	代表者の氏名					
主たる事務所の所在地	(郵便番号)	(フレッキシミリ局番)	(郵便番号)	(電話番号)		
その他の事務所の所在地	(郵便番号)	(フレッキシミリ局番)	(郵便番号)	(電話番号)		

合併後存続する法人又は合併して設立する法人

所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (フアクシミリ 局 番)
名称	
代表者の氏名	
設定の有無	有 ・ 無
仮認定の有無	有 ・ 無
事業の概要	
主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (フアクシミリ 局 番)
名称	
代表者の氏名	
設定の有無	有 ・ 無
仮認定の有無	有 ・ 無
事業の概要	
主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番) (フアクシミリ 局 番)

合併によって消滅する法人

添付書類

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (/ に掲げる書類を除く。) 及び同法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 「合併の区分」欄及び「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 2 「適合する広く市民からの支援を受けているかどうかの基準」欄は、認定特定非営利活動法人の合併の場合にのみ記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第五条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第十九号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「市町の長（以下「市町長」といふ。）」を「町長」に改め、同条第二項中「市町長」を「町長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第二十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「山口市」の下に「萩市」を加える。

別表第一萩都市計画区域の項を削り、同表周南都市計画区域の項中「その他の」の下に「下松市及び光市の」を加え、同表小野田都市計画区域の項中「小野田都市計画区域」を「山陽小野田都市計画区域」に改め、同表大和都市計画区域の項を次のように改める。

周南東都市計画区域	光市の区域	十分の十	十分の六
-----------	-------	------	------

別表第一山陽都市計画区域の項及び秋芳都市計画区域の項を削る。
別表第二秋市の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定並びに別表第一秋都市計画区域の項及び別表第二秋市の項を削る改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県光青年の家の項を削り、同表山口県油谷青年の家の項中「山口県油谷青年の家」を「山口県油谷青少年自然の家」に改め、同表山口県秋吉台青少年自然の家の項中「山口県秋吉台少年自然の家」を「山口県秋吉台青少年自然の家」に改め、同表山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターの項中「山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター」を「山口県十種ヶ峰青少年自然の家」に改め、同表山口県ふれあいパークの項中「山口県ふれあいパーク」を「山口県由宇青少年自然の家」に改め、同表周東野外活動センターの項中「周東町瀬越」を「周東町瀬越」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一周東野外活動センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県光青年の家の項を削り、同表山口県油谷青年の家の項中「山口県油谷青年の家」を「山口県油谷青少年自然の家」に改め、同表山口県秋吉台青少年自然の家の項中「山口県秋吉台少年自然の家」を「山口県秋吉台青少年自然の家」に改め、同表山口県十種ヶ峰青少年野外活動センターの項中「山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター」を「山口県十種ヶ峰青少年自然の家」に改め、同表山口県ふれあいパークの項中「山口県ふれあいパーク」を「山口県由宇青少年自然の家」に改め、同表周東野外活動センターの項中「周東町瀬越」を「周東町瀬越」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表周東野外活動センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。